

知的財産訴訟外国法制研究会について

1 調査の目的等

知的財産訴訟検討会における検討の基礎資料を得るため、主要国の知的財産訴訟制度に関し専門知識を有する研究者に調査を行っていただく。

各研究員は、平成15年4月ころまでに調査結果を取りまとめ、知的財産訴訟検討会に報告することとする。

各研究員は、適宜、その調査状況及び調査のスケジュールについて、事務局と打ち合わせる。

2 対象国

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等

3 主な調査項目

諸外国における次の事項。

- ・ 侵害訴訟における裁判所の無効判断の可否。
- ・ 特許庁等における無効判断と裁判所の侵害訴訟における無効判断の関係。
- ・ 訴訟手続への専門家参加の状況。
- ・ 訴訟手続における営業秘密の取扱い。
- ・ 訴訟手続における営業秘密を保護するための強制手段。